

## 教材 7 「法教育の視点から ルールづくり」

### 1 教材の趣旨

#### 「法教育」としての「ルールづくり」教材

この教材は、「法教育」の教材である。法教育とは、「アメリカの法教育法にいう Law-Related Education に由来する用語であって、法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を意味する(法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい, 2005年, 2頁を参考)。

法教育の教材の一つに「ルールづくり」があり、本教材はそれに該当する教材である。「ルールづくり」の特徴は、学習対象者となる人々が身近に感じられる紛争(トラブル)状況に対して、この紛争状況を解決するための解決策(ルール)づくりを体験的に行わせる点にある。解決策(ルール)を体験的に作成する過程においては、学習者がそれぞれ合理的な意見を持ち、学習者間の討論を経た合意形成に基づいて紛争を解決することが必要になるが、こうした体験的な作業は合理的意思決定や合意形成、そして建設的な批判の能力の育成にもつながると考えられる(法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい, 2005年, 40頁を参考)。

### 2 事例

本教材では、自治会で実際に発生した紛争(トラブル)を事例として取り上げる。具体的には、下記の憲法問題をその内容としている。

#### 事例

「ある自治会の定期総会で、『赤い羽根共同募金』を会費の一部として徴収するために、自治会費増額(年2,000円)を決議した。すると、自治会員の一部の人たちが「思想及び良心の自由」(憲法19条)等を侵害しているので、徴収を止めて欲しいと主張した」

## 詳細(あくまでも参考)

滋賀県甲賀市甲南町の「希望ヶ丘自治会」は、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金などを、各世帯を訪問して任意で集めてきた。このように、この寄付金はグループ長・組長らが訪問して集めていたが、約940世帯ある上に高齢者も多く、各家を1軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどにより負担が重くなったため、グループ長になるのを避けようと休会する人もいた。そこで、集金にあたるグループ長・組長らの負担を解消しようと2006年3月の定期総会で、年会費6,000円の自治会費に募金や寄付金など2,000円分を上乗せ(増額)して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。

2006年3月総会議決

6,000円+2,000円=8,000円(上乗せ議決)(強行徴収)

その決議では、増額分の会費は、全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び滋賀県共同募金会への募金や寄付金に充てる、としていた。

これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に「本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。

### 3 学習のすすめ方

#### (1) 準備する物

##### ①資料

- ・資料10 「実際の判決」 92頁
- ・資料11 「補足説明」 93頁

##### ②ワークシート

- ・ワークシート18 「自治会で起こったトラブル・あなたの考えは？」 95頁
- ・ワークシート19 「法的な観点から考えてみよう！」 96頁
- ・ワークシート20 「自治会で起こったトラブル・・・あなたたちの解決策を提案しよう！」 98頁

## (2) 5段階

- ①まず、その問題状況を理解すること
- ②この紛争の当事者の言い分を確認し、その言い分の多様性を理解すること
- ③この紛争を法的な観点を踏まえ、その状況を分析すること
- ④この紛争状況を解決するためのより望ましい解決策を考えること
- ⑤グループで議論し、合意形成することで、この紛争状況の解決策を作り上げること

上記の段階を踏むことで、合理的意思決定や合意形成能力などの育成につながると考えられる。法的な素養をもった市民の育成を可能にする法教育教材は、シティズンシップの育成にも直結する。21世紀市民社会形成の基盤になる教育内容・教材なのである。

## (3)各段階の学習の進め方

グループディスカッションの進め方と学習の展開のあり方について、①から順に⑤まで説明しよう。進行は適宜、ファシリテーターが進めます。

ワークシート18を使います。

### ①問題状況の提示・理解

ここでの目標は、自治会で発生した紛争(トラブル)の内容を理解すること。

#### 学習活動

ア ある自治会で起こった紛争(トラブル)を提示する。

問題状況を、学習者の誰かが音読する。

ある自治会の定期総会で、「赤い羽根共同募金」を会費の一部として徴収するために、自治会費増額(年2,000円)を決議した。

すると、自治会員の一部の人たちが、「思想及び良心の自由」(憲法19条)等を侵害しているので、徴収を止めて欲しいと主張した。

イ その問題状況を理解する。

「憲法19条」「自治会」「赤い羽根共同募金」などについて、資料11を使って簡単に説明する。

ウ このような主張があった場合、あなた自身はどう考えるのか。

→ 回答例

「自分の権利を主張しすぎている」

「憲法上の権利は保障されるべきだ」他

## ②問題状況の理解に関する多様な主張の理解

ここでの目標は、各住民の立場の主張・根拠を理解すること。

### 学習活動

自治会費徴収にともなう住民の主張・根拠を提示する。

紛争「当事者」4名の「言い分」を、参加者が役割分担して音読する。

#### 自治会長の言い分

「定期総会で決定したことだから徴収しても良いではないか。ちゃんと定期総会で話し合っただ多数決で決めているという手続きを踏んでいるじゃないか」

根拠は、手続き的正義。

#### 住民Aの言い分

「グループ長は毎回集金に苦勞している。このままでは誰もグループ長をやる人がいなくなる。自治会組織を維持するためにも必要なのではないか」

根拠は、「自分たちのことは自分たちで決める」ということは大切であるという、自治の考え方。

#### 住民Bの言い分

「私は募金ではなく、自らの身体で貢献したいと思っている。例えば、地震があった地域には、必ずボランティアとして参加している。自治会費として募金を徴収されるのは私の信条に反する」

根拠は、「思想・信条の自由」は大切にされるべきである(憲法19条)。

#### 住民Cの言い分

「生活に苦しく、年間2,000円も増額されては困る」

### ②の留意点

紛争の当事者たちの「言い分」を確認する。

- ・学習テーマ「自治会費徴収問題の解決案を考えよう」を再確認する。
- ・資料を読み、各住民の立場を知ること、何らかの解決策を見いだす必要性を感じさせる。
- ・それぞれの「当事者」の「言い分」には根拠があり、根拠を明確にした「言い分」であることを確認する。それぞれが「妥当な言い分」であることを理解する。

### ③法的な観点の考慮

ここでの目標は、段階を追って2つの観点、「個人の権利侵害の重要性」と「団体の自主性・自律性」から自分の意見を整理できること。

#### 学習活動

ア 集団の中で物事を決める場合、「みんなで決めて良いこと」と「みんなで決めてはいけないこと」がある。例えば「決めてはいけないこと」はどんなことかを聞く。

→ 回答例

「人をいじめること」

「個人の人権を侵害するようなこと」

イ 「特定の政党に寄付するために自治会費を増額する」ことは「みんなで決めてよい」のか。それはなぜかを聞く。

→ 回答例

「特定の政党を応援することはひとそれぞれ違うし、自治会に所属する人たちはみんな考え方も違うのだから、増額した自治会費を特定の政党に寄付することは問題であるので『みんなで決めてはいけない』、「みんなが一緒に支持するのだったら問題ないので『みんなで決めて良い』」

ウ 「自治会の運営費が不足したので増額する」ことは「みんなで決めて良い」のか。それはなぜかを聞く。

→ 回答例

「運営費がないと自治会がなりたたなくなってしまうので、自治ができない。だから『みんなで決めて良い』」他

エ 「赤い羽根共同募金」のために自治会費を増額することは「みんなで決めて良いのか」、「みんなで決めて良くない」のか。どちらの立場に立つかを聞く。そして、それはなぜかを聞く。

#### アの留意点

法的な観点を踏みつつ、その状況を理解する。

「個人の権利侵害」について考える場面である。

「個人の権利侵害」に関わる内容がいくつか事例として出されれば良い。

「(一人一人の問題なので)みんなで決めてはいけないのか」「(みんなの問題なので)みんなで決めて良いのか」といった問い立てをすることで、段階を追って2つの観点到って行く。

### イの留意点

法的な観点を踏みつつ、その状況を理解する。

「個人の権利侵害」について考える場面である。

- ・同じ自治会でも様々な政党を支持する会員がいるので、「一人一人の問題」になると考えるならば「みんなで決めてはいけない」となるし、同じ自治会で同じ政党を全ての会員が支持しているのなら「みんなの問題」になると考える場合が出てきて「みんなで決めて良い」となるかもしれない。
- ・いずれにしてもどのような自治会構成なのかが考えるポイントになる。

### ウの留意点

法的な観点を踏みつつ、その状況を理解する。

「団体の自主性・自律性」について考える場面である。

- ・同じ自治会を構成している会員であるから（「みんなの問題」として捉えている）、運営費が不足したなら会費を増額すべきと考えるなら「みんなで決めて良い」となる。

### エの留意点

法的な観点を踏みつつ、その状況を理解する。

「個人の権利侵害」「団体の自主性・自律性」の両面について考える場面である。

- ・「募金」をすることは「一人一人の問題」なのか「みんなの問題」なのか、「募金」をすることをどう捉えるのかによって、その「主張」は異なってくる。

「募金」は「一人一人の問題」だと捉えるならば「みんなで決めては良くない」となるし、「みんなの問題」だと捉えるならば「みんなで決めて良い」となるだろう。学習者それぞれが考える理由は実に多様になる。それぞれが考えた理由が「妥当」なものだと判断できればそれで問題はない。



ワークシート20を使います。

### ⑤グループでの討議・最終的意思決定

ここでの目標は、グループで議論し、議論を踏まえた上で一人一人が最終的な問題解決策を考案できること。

#### 学習活動

学習者各々が考えた解決策(ルール)について、グループで発表し合い、学習者一人一人が解決策(ルール)を提案し、どの解決策がより望ましいのか、検討を重ねていく。

最後にグループで議論した内容を他のグループにも発表し、議論の経過とその結論を伝える。

#### ⑤の留意点

グループで議論し、合意形成することで、この紛争状況の解決策(ルール)を考案する。

- ・「実現可能性(金銭的な負担の問題など)」に留意しつつ検討を重ねる。
- ・「ルール」を作る場合は、以下などの観点を踏まえ、検討を行う。  
「どのような目的でその目的を実現する上で適切な手段なのか：手段の相当性」  
  
「そのルールは色々な解釈ができないのか：明確性」  
  
「立場が変わっても受け入れられるのか：公正さ」

## <資料10> 実際の判決

### 第1審判決(大津地方裁判所 平成18年11月27日 判例集未掲載)

本件募金対象団体が政治的思想や宗教に関わるものではなく、寄付の名義は原告らではなく「希望ヶ丘自治会」であることから構成員の思想信条に与える影響は直接かつ具体的なものではなく、また負担金額も過大ではない、として本件決議が公序良俗に反しないとしていた。

### 第2審判決(大阪高等裁判所 平成19年8月24日判決)

募金及び寄付金は、その性格上、「すべて任意に行われるべきものであり」グループ長や組長集金の負担の解消を理由に、これを会費化して一律に協力を求めようとする事自体、「希望ヶ丘自治会」の性格からして、「様々な価値観を有する会員が存在することが予想されるのに、これを無視するものである上、募金及び寄付金の趣旨にも反する」としました。そして、募金及び寄付金に応じるかどうかは、「各人の属性、社会的・経済的状況等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり」、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきだとし、「その支払を事実上強制するような場合には、思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る」とした。なお、本自治会の場合、会費を納付しなければ脱会を余儀なくされる恐れがあったが、自治会未加入者はごみステーションを利用できないなどの不利益を受け、脱退の自由を事実上制限されていた。したがって、本件募金の徴収は、「会員の生活上不可欠な存在」である「希望ヶ丘自治会」により、事実上強制されるものであり、「社会的に許容される限度を超える」と判示して、1審判決を取り消していた(『判例セレクト2007』有斐閣)。

### 最高裁判決(最高裁判所第1小法廷 平成20年4月3日判決)

自治会側の上告を棄却する決定をしました。これで「徴収は思想・信条の自由(憲法19条)を侵害する」として決議を無効と認め、反対住民側の逆転勝訴の二審大阪高裁判決が確定しました。

## <資料 1 1> 補足説明

### 憲法 19 条

「思想と良心の自由は絶対に侵してはならない」と規定しており、思想と良心とは、内心におけるものの見方ないし考え方(世界観・人生観・主義・信条など)を指している。判例では、思想の自由は人が内心に抱く考え方の自由が外部の強制・圧迫・差別待遇により妨げられないこと、人の精神活動の自由が外部の力から保証されている状態を指す(星野安三郎他監修『口語六法全書憲法』自由国民社、1998年)。

### 自治会(町内会)

自治会(町内会)には様々な形態があるが、共通して5つの条件を持つ組織とされる。

- ①一定の地域区画を持ち、その区画が相互に重なり合わない、
- ②世帯を単位として構成される、
- ③原則として全世帯加入の考え方にたつ、
- ④地域の諸課題に関与する、
- ⑤それらの結果として行政や外部の第三者に対して、地域を代表する組織になるのである。いずれにしても④に対処するために、一定の地域区画の中の世帯が協働して活動を行う組織と位置づけることが出来るだろう(中田実『地域分権時代の町内会・自治会』自治体研究社、2007年)。

### 赤い羽根共同募金

1947年に市民による主体的な取り組みから始まった運動。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきた。その後、社会福祉事業の推進のために活用されて、60年以上たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、募金を実施されている。「赤い羽根共同募金」のホームページには、寄付金の使い道も報告されているので、学習する際にはぜひ参照してください。<http://www.akaihane.or.jp/>

### 個人の権利侵害の重要性

一般的には、個人の権利侵害が「許容範囲」なのか否かについて考える視点になり、本事例の場合、憲法19条に違反していると考えなのか考えないのか、について考察する視点。本学習では、「(一人一人の問題なので)みんなで決めてはいけない」「(みんなの問題なので)みんなで決めて良い」という問い立てに考察することになる。

### 団体の自主性・自律性

一般的には、団体がどこまでの内容を決めることが社会正義に適っているのか否かについて考える視点になり、本事例の場合、赤い羽根共同募金の金額分を自治会費に上乗せすることを自治会として決めて良いのか否かについて考察することになる。本学習では、「(みんなの問題なので)みんなで決めて良い」のか否かという問い立てで考察することになる。なお、本事例では、「個人の権利侵害の重要性」と「団体の自主性・自律性」を関連して考察することとなる。

<ワークシート18>自治会で起こったトラブル・・・あなたの考えは？

氏名 \_\_\_\_\_

ある自治会の定期総会にて・・・

「赤い羽根共同募金」を会費の一部として徴収するために、自治会費増額(年2,000円)の決議をしました。

そうすると、自治会員の一部の人たちが「思想及び良心の自由」(憲法19条)等を侵害しているので、徴収を止めて欲しいと主張しました。

○この主張があった場合、あなた自身はどう考えますか？

--	--

◇自治会費徴収にともなう住民の主張とその根拠はどうなっているだろうか？

自治会長	定期総会で決定したことだから徴収しても良いではないか。ちゃんと定期総会で話し合っ て多数決で決めるという手続きを踏んでいるじゃないか。	住民A	グループ長は毎回集金に苦勞している。このままでは誰もグループ長をやる人がいなくなるわ。自治会組織を維持するためにも必要じゃないのかしら。
根拠	手続き的正義	根拠	「自分たちのことは自分たちで決める」ということは大切である；自治の考え方
住民B	私は募金ではなく、自らの身体で貢献したいと思っている。例えば、地震があった地域には必ずボランティアとして参加している。自治会費として募金を徴収されるのは私の信条に反する。	住民C	生活に苦しく年間2,000円も増額されては困るわ。
根拠	「思想・信条の自由」は大切にされるべきである；憲法19条	根拠	_____

●今回の学習テーマ

--	--

## <ワークシート19> 法的な観点から問題を考えてみよう！

氏名 \_\_\_\_\_

○解決を考える際の法的な観点として・・・

1) 個人の権利侵害の重要性・・・各個人の権利が侵害されているか否か

2) 団体の自主性、自律性・・・みんなで決めてよいことか否か

(1) 集団の中で物事を決める場合、「みんなで決めて良いこと」と「みんなで決めてはいけないこと」がある。例えば「決めてはいけないこと」はどんなことですか？


① 例えば「特定の政党に寄付するために自治会費を増額する」ことは「みんなで決めてよい」のですか？それはなぜですか？


② 例えば「自治会の運営費が不足したので増額する」ことは「みんなで決めて良い」のですか？それはなぜですか？


(2)「赤い羽根共同募金」のために自治会費を増額することは「みんなで決めて良い」  
のですか？「みんなで決めてはいけない」のですか？


メモ欄

--

＜ワークシート20＞自治会で起こったトラブル  
・・・あなたたちの解決策を提案しよう！

氏名 \_\_\_\_\_

○あなたの解決案を考えよう！

解決策がなぜ適切なのか理由、根拠を示しながら提案しよう！


●あなたたちの解決案を考えよう！

グループで各自の解決策を出し合い、一つの解決案を提案しよう！


★他のグループの発表を聞いて、感じたことをまとめてみよう！


メモ欄

--